

電子政府に関する広報、普及活動の推進について

2004年（平成16年）9月15日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

電子政府の構築については、行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的として推進しているところである。これまでの取組の結果、国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%がオンライン利用可能（2004年（平成16年）3月現在）となっているほか、オンライン手続の基盤となる公的個人認証サービスが開始（2004年（平成16年）1月）されるなど、「基盤整備」は着実に進展しているところである。

今後は特に、この整備された基盤を活用し、いかに「利用促進」を図っていくかが重要な課題となっており、「電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）」において、「オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指す」とされているところである。

電子政府の利用促進を図るためには、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善等と併せて、各府省が緊密に連携協力し、電子政府に関する広報、普及活動を推進することが不可欠である。

このため、各府省間の緊密な連携協力の下、オンライン利用の促進を図る観点から、下記のとおり、電子政府利用促進週間について定めるとともに、各府省が広報、普及活動を推進する上での留意事項に関し定めるものである。

なお、「行政の情報化に関する広報、普及活動の推進について（平成14年7月30日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）」は廃止する。

記

1 電子政府利用促進週間の実施

- (1) 政府全体として電子政府に関する広報、普及啓発活動を重点的かつ効果的に推進するため、毎年秋に「電子政府利用促進週間」を実施する。

- (2) 毎年度の週間に関し必要な事項については、各府省情報化統括責任者 (C10) 連絡会議幹事会において決定する。

2 電子政府に関する広報、普及活動の推進に関する留意事項

電子政府に関する広報、普及活動の推進に当たっては、各府省は次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 効果的な広報、普及活動の推進

電子政府に関する国民・事業者等利用者の認知度、理解度は区々であることから、訴求目的や訴求対象等を明確化し、各々に応じた広報、普及活動 (各種広報媒体の活用、事業者等の利用者説明会の開催、関係団体への周知等) を推進する。

電子政府利用促進の核となる者 (一般利用者の行動に影響を与える者、多数の一般利用者と直接コンタクトする機会のある者等) を通じた普及活動を推進する。

関連する手続のオンライン利用については、関係府省や地方公共団体等が連携して、広報、普及活動を実施する。

各府省等における広報、普及活動の推進に関する情報共有を図る。

(2) 利用者ニーズの把握と電子政府施策への反映

利用者本位の行政サービスの提供を推進するため、オンライン利用状況や電子政府に関する改善要望等について、広報、普及活動を通じ、利用者アンケート等により把握する。把握した結果を分析し、今後の電子政府施策 (手続の簡素化・合理化、システムの改善等) に反映させる。

(3) 職員の意識改革

電子政府の目標が、国民・事業者等利用者が行政組織等を意識せず適切な行政サービスを受けることを可能にする「利用者本位の行政サービスの提供」であることなどについて、国・地方公共団体等職員の意識向上を図る。

(参考)

「電子政府利用促進週間」の実施について

2004年(平成16年)9月15日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」(2004年(平成16年)9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、2004年度の電子政府利用促進週間について、下記のとおり定める。これに基づき、政府全体として電子政府に関する広報、普及啓発活動を重点的かつ効果的に推進する。

記

1 主催

総務省、全府省

2 実施期間

2004年(平成16年)10月1日(金)から10月7日(木)まで

3 実施事項

電子政府利用促進週間を中心として、次の事項を実施する。

(1) 効果的な広報、普及活動の推進

ア 電子政府認知層の拡大等(総務省、全府省)

電子政府に対し広く一般の関心を高めるため、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び各府省のホームページ並びに各種広報媒体(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、広報誌等)を活用し、電子政府推進に係る政府の取組に関する広報を実施する。

イ 電子政府利用層の拡大等(総務省、全府省)

オンライン利用の利便性、安全性についての理解を深め、安心して電子政府を利用してもらえよう、次の取組を行う。

オンライン利用の利便性・安全性を国民・事業者等利用者に実体験

を通じて理解してもらうため、各府省の協力を得つつ総務省において電子政府・電子自治体体験会を実施する。

各府省において、申請件数の多い手続（年間申請件数 10 万件以上）を重点に、インターネット、広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性（オンライン利用の際の処理期間、手数料等）などを国民・事業者等利用者に周知するとともに、事業者等の利用者説明会、講習会の開催や申請窓口、関係団体を通じたオンライン利用の普及・啓発を行う。

ウ 表彰の実施（総務省）

行政情報システムの推進及び改善に多大な貢献をしたと認められる者に対して、行政情報システム推進功労者表彰を行う。

（２）利用者ニーズの把握（総務省、全府省）

利用者本位の行政サービスの提供を推進するため、e Gov、各府省のホームページ、各種行事等を通じたアンケート調査を実施するなどし、オンライン利用状況や電子政府に関する改善要望等の把握・分析を行う。

（３）職員の意識改革のための研修、啓発等（全府省）

ア 職員研修の他、庁内放送の実施、電子メールの配信、電子掲示板への掲載等を通じ、所属職員に対し、本週間の趣旨、電子政府構築の意義、目的等を周知する。

イ 電子文書及び紙文書について、文書分類に沿った整理、歴史資料の国立公文書館等への移管を含め、文書のライフサイクルを通ずる適切な管理等について周知徹底を図る。

ウ 情報セキュリティポリシー等の遵守状況を点検するとともに、来年 4 月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の施行に向け、個人情報の保護に関して周知徹底を図る。

4 その他

各府省間の情報共有を図り、政府全体として電子政府に係る広報、普及活動の効果的な推進に資するため、本週間を中心とした活動予定について、各府省の状況を予め総務省へ報告するものとする。